

「森林再生のための新たな施策と負担の考え方」

検討項目

- 1 森林再生のための新たな施策
- 2 森林再生のための負担の考え方

第4回森林環境税(仮称)検討委員会資料

平成18年7月26日

福 岡 県

1 森林再生のための新たな施策

(1) 新たな施策の考え方

(2) 新たな施策の具体案

(1) 新たな施策の考え方

新たな施策の展開に当たっては
森林を社会全体で守り育てることが必要

県民共有の財産
(森林の有する公益的機能)

新たな施策
(森林再生)

未来につなぐ森の恵み
(水や空気など)

新たな施策
(意識醸成)

将来にわたり享受するには

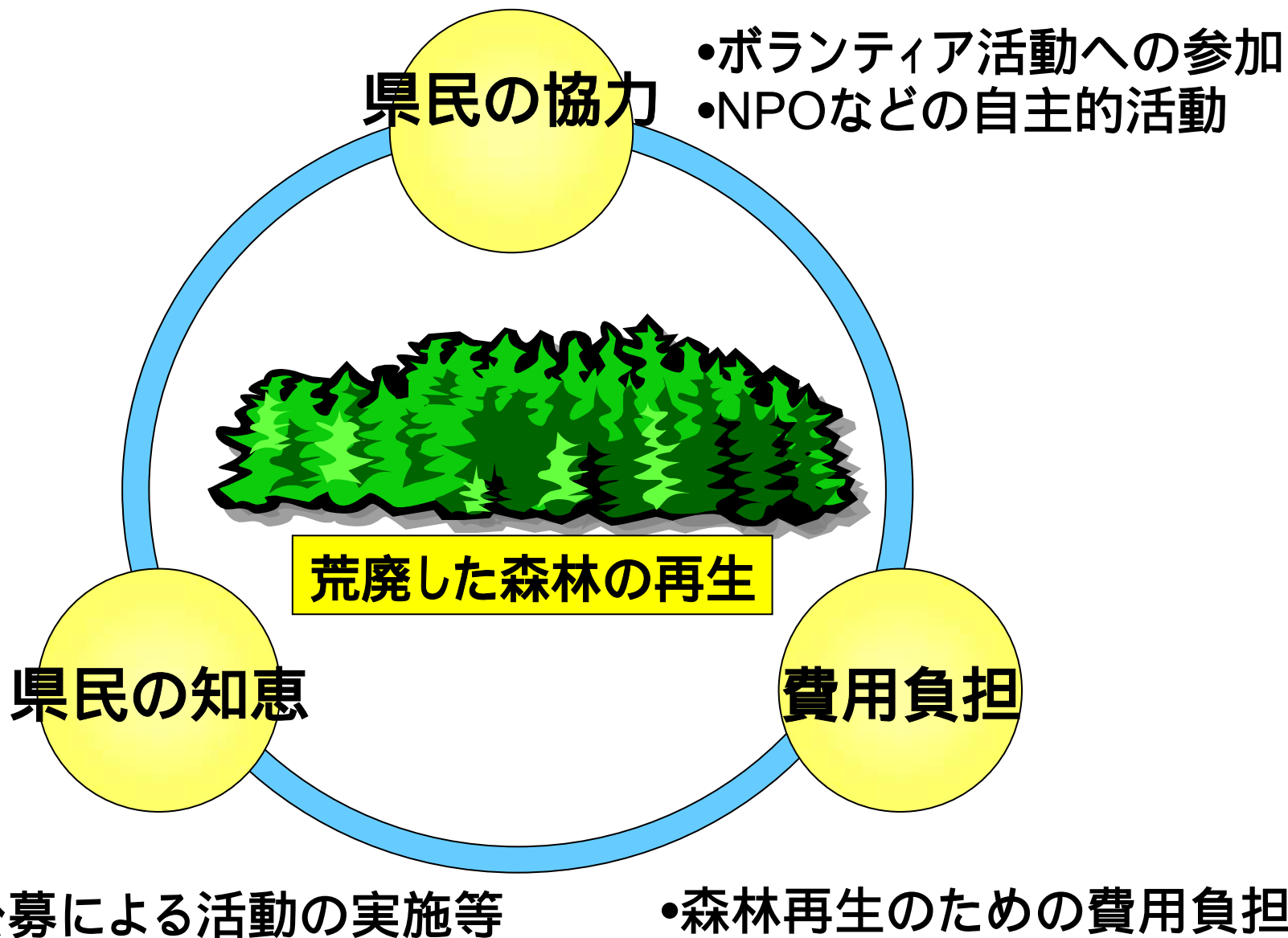
理解・協力



参加・支援

森林を社会全体で守り育てることが必要

新たな施策への県民の参画



(2) 新たな施策の具体案

荒廃した森林の再生

荒廃した森林を長期的に公益的機能を発揮する森林に再生し、県民共有の財産として次世代へ引き継ぐ

森林の整備

間伐などの森林整備を実施し、荒廃した森林の再生を図る

森林の造成

植栽が行われず放置された森林に広葉樹を植栽する。

意識の醸成

森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運の向上を図る

情報発信

荒廃した森林の状況や再生の必要性などの情報発信を行う

提案公募

ボランティア団体、NPO、企業など県民から提案を受けた森林再生活動などを支援する

荒廃した森林の再生の流れ

当面、2万9千haの荒廃した森林を対象



私的財産に対する権利の制限



公的資金による森林の整備と造成



公益的機能を発揮する森林を次世代へ

荒廃した森林を再生するための事業

森林の整備

荒廃した森林を対象に間伐等を実施し、持続的な公益的機能の発揮を図る

・間伐手遅れ林の解消
・雑木等の除去

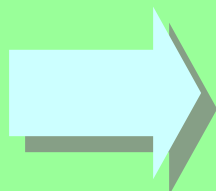


間伐
枝落とし
除伐
作業路

森林の造成

主伐後、植栽が行われず、3年以上放置された荒廃した森林に植栽を行い、公益的機能の回復を図る

・造林未済地の解消

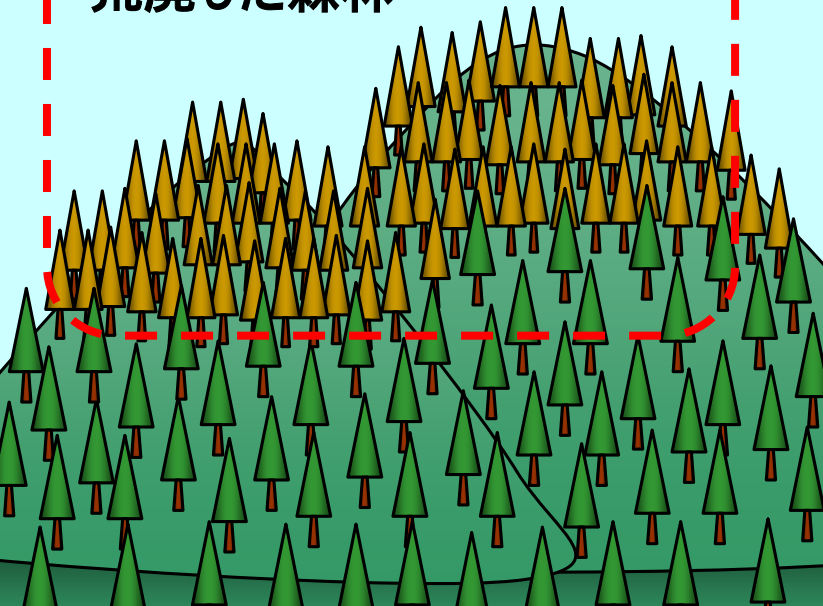


植栽
下刈
作業路

森林の整備

現状

荒廃した森林

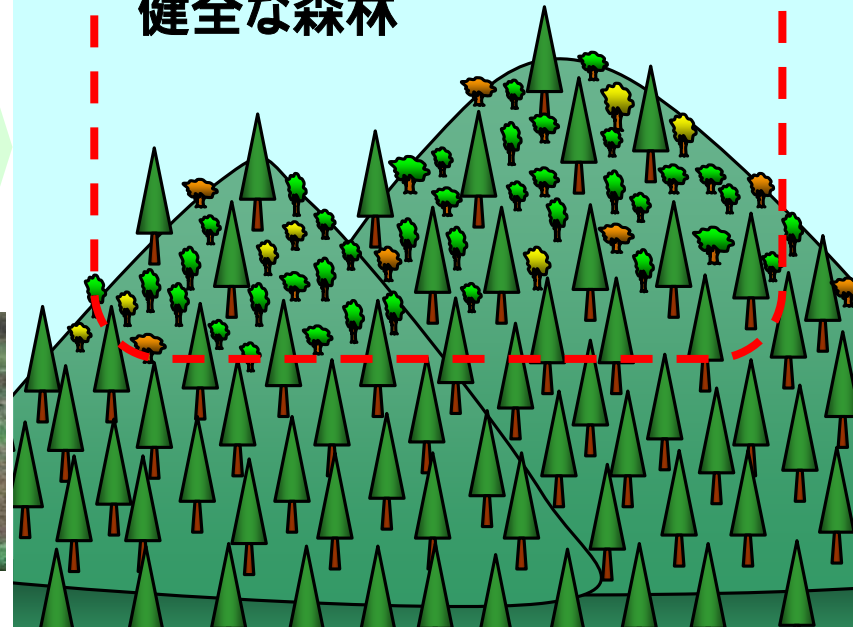


間伐
枝落とし
除伐
作業路



新たな施策のイメージ

健全な森林

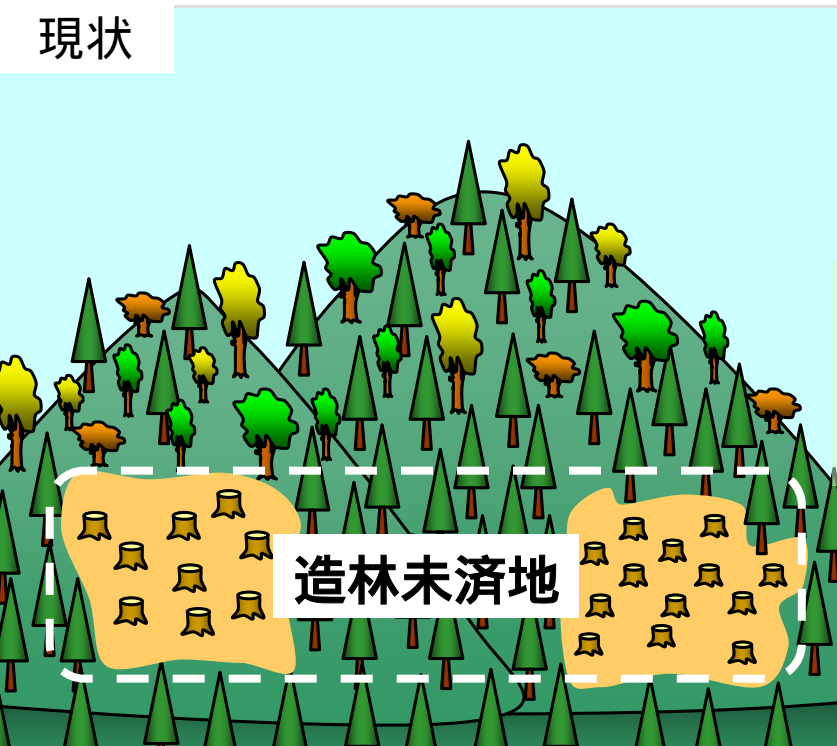


放置され荒廃した森林は公益的機能が低下している

荒廃した森林を再生し、県民共有の財産として保全する

森林の造成

現状



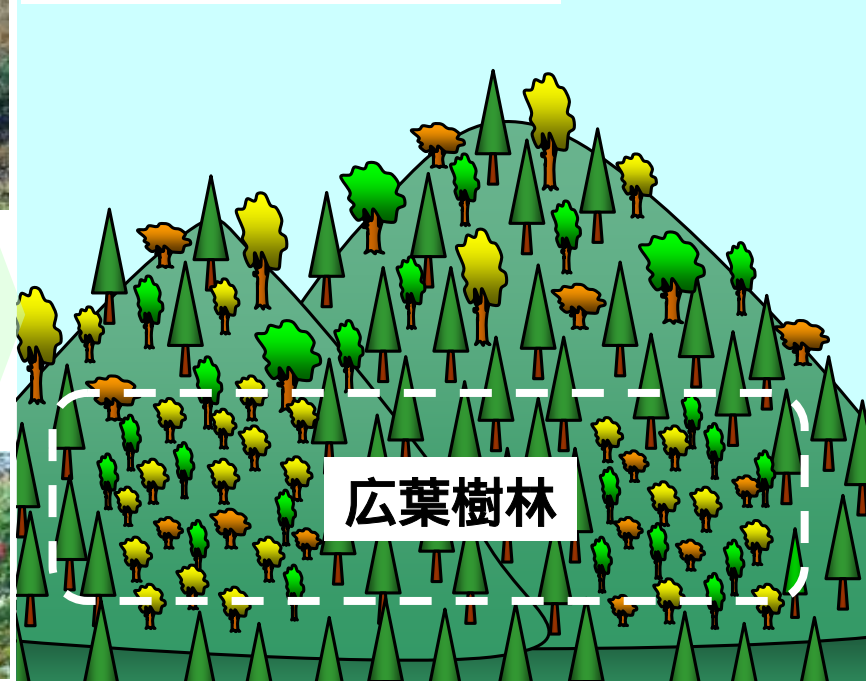
伐採後、植林されず放置された造林未済地が増えており、放置すれば土砂災害等の危険性が増す



植栽
下刈り
作業路

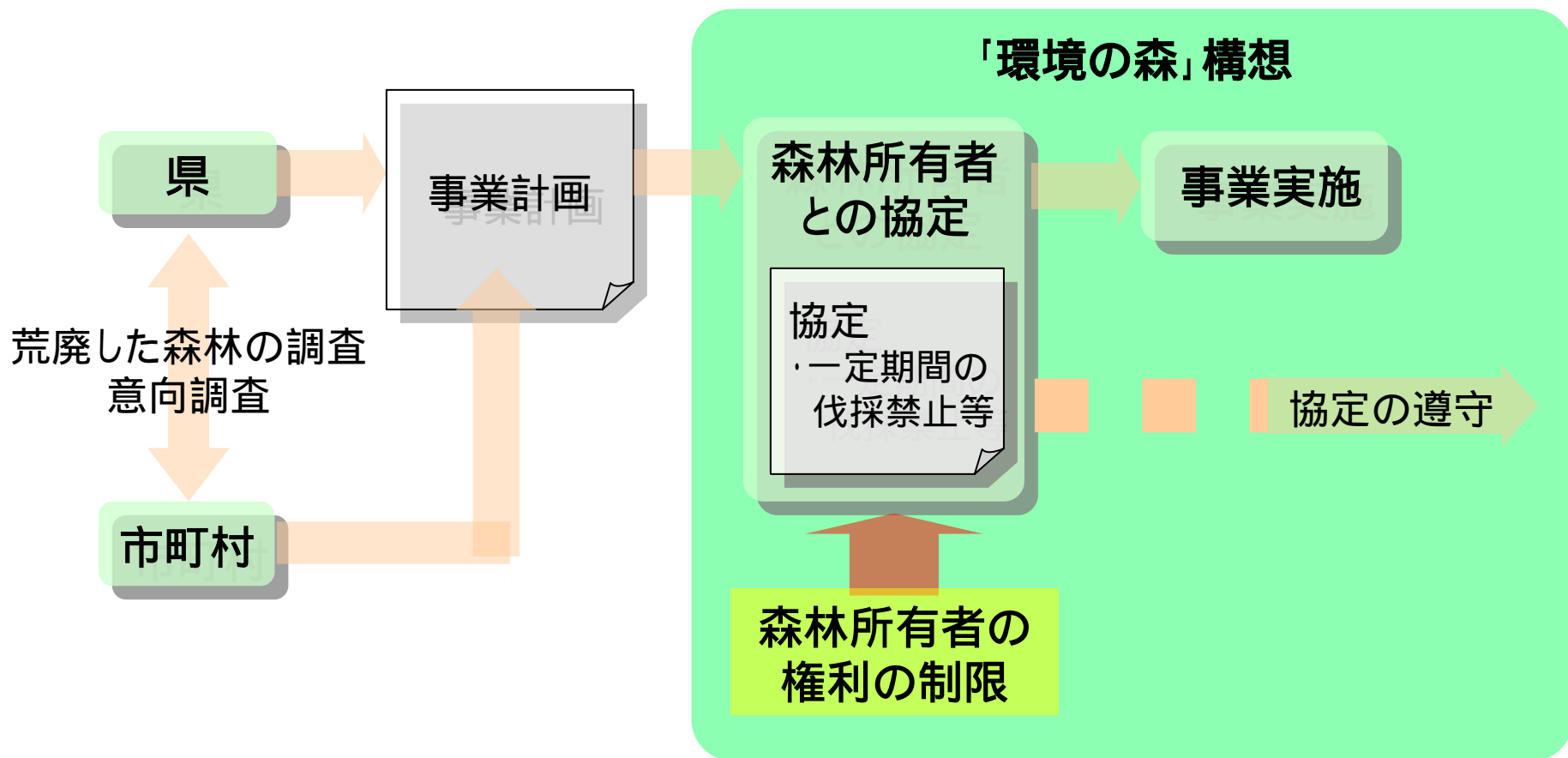


新たな施策のイメージ



広葉樹を植栽し、伐採を禁止することで
公益的機能を将来にわたり発揮させる

荒廃した森林を再生するための事業の流れ



意識の醸成の流れ

森林の有する公益的機能を県民共有の財産



情報発信や提案公募型事業



森林を社会全体で守り育てる意識の醸成

意識の醸成

森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる意識の醸成を図る

情報発信

森林の大切さ、荒廃した森林の現状や再生の必要性、及び新たな施策による用途や成果などを、県民に分かりやすく伝える。

提案公募

県民参画による森林づくりを推進するため、活動費の一部を助成する。

【活動実施型】 県民自ら行う活動を支援する。

【活動提案型】 県民から提案された活動案を公募する。

情報発信

発信する情報

本県の森林の荒廃状況と再生の
必要性

森林の大切さと県民全体で森林
づくりを支える必要性

新たな施策の使途、成果など

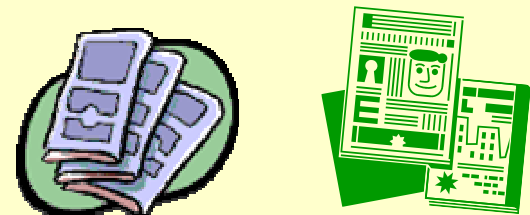
提案公募事業の募集、審査結果

ボランティアフィールドの提供など

ホームページ掲載



新聞・県広報紙等掲載



パネル展・情報コーナー設置 など



荒廃した森林の 再生



ボランティア団体・企業等が行う荒廃した森林の再生活動に助成
・荒廃した森林を再生するために行う枝落としや間伐活動等

ボランティア団体等が行う森林造成に助成
・荒廃した森林を整備し、地域の森として再生する取り組み等

企業や研究機関が協力して行う荒廃した森林再生のための研究等に助成
・造林未済地の早期緑化に適した施業や樹種の研究等

里山の保全



ボランティア団体・企業・自治会等が里山林等の保全活動に助成
・広葉樹の植栽などを行い、里山を再生・保全する活動等

自治会が行う野生鳥獣害やゴミの投棄を防止する里山林整備に助成
・民家や畑地周辺の藪林を伐採し、雑木林を造成する活動等

NPO等が行う多様な生き物が生息する森づくりに助成
・生物多様性の高い貴重な里山をNPO等が整備する活動等

森林環境教育の 推進



森林環境教育に助成

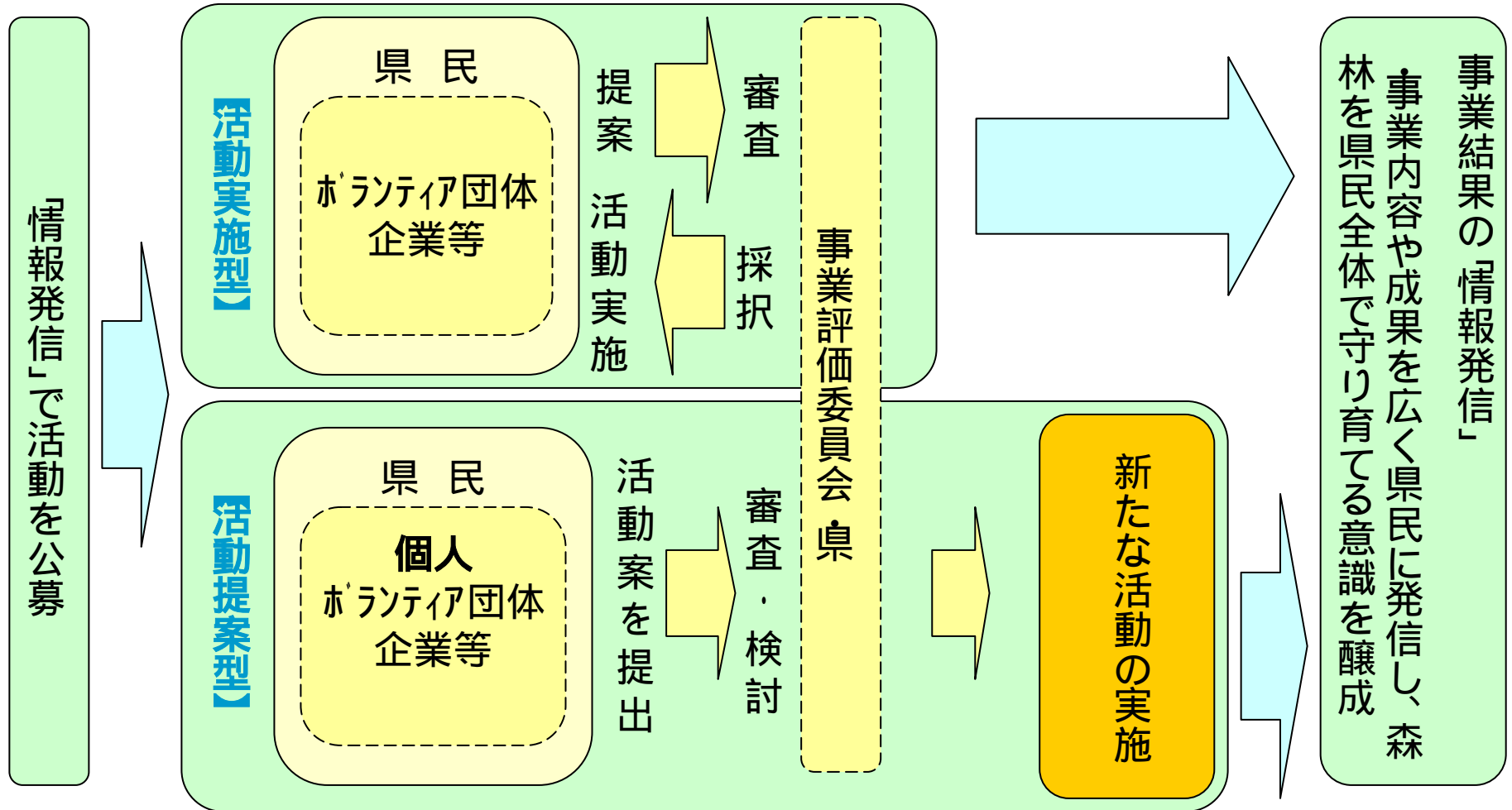
- ・子どもたちが荒廃した森林の再生活動等に参加し、森林の大切さを学ぶ活動等

学校林の整備・再生に助成

- ・森林環境教育の場として身近な学校林を整備する活動等
- ・新入生に苗木を配布し、記念植樹を行う活動等

提案公募の流れ

県民からいただいた提案及び活動案を審査のうえ
活動の採択や事業の実施を行い県民参画による森づくりを推進する



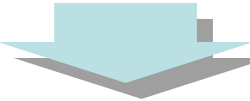
2 森林再生のための負担の考え方

(1) 負担の考え方

(2) 税制案の概要

(1) 負担の考え方

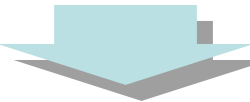
森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるためには
新たな施策が必要



新たな施策の実施には**県民の理解・協力**が必要不可欠



新たな施策の展開に当たっては、森林の有する公益的機能を
県民共有の財産として社会全体で守り育てる視点が必要



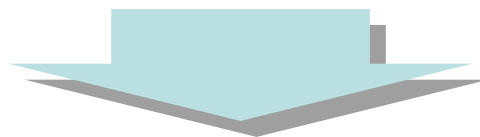
このため、「**森林を社会全体で守り育てる意識の醸成**」が必要

森林を社会全体で守り育てる意識の醸成には森林を守り育てる費用の一部を公平に負担することが効果的



考えられる負担

使用料 手数料	特定の施設の利用の対価・特定の者に対するサービスの対価	森林からの受益は広く県民に行き渡るものであるから、特定の者に費用負担を求める使用料や負担金などは適当でない	
負担金 分担金	特定の事業の受益者等から徴され、事業の経費に充てられるもの		
募金 寄付金	県民が善意により自発的に納めるもの		施策の財源としては収入が安定しておらず適当でない
税制措置	県民が共に暮らし、社会を維持していくための会費		森林からの受益は県民に広く行き渡るものであるから、県民が公平に負担する税は妥当



森林は県民共有の財産であるという意識を醸成していくためには、森林を守り育てる費用の一部を県民一人ひとりに、広く公平に負担を求めていくことが効果的であり、このために新たな税負担が考えられる

考えられる税の種類

水道料金上乘せ

税の種類: 法定外目的税
納税義務者: 水道使用者
特別徴収義務者: 水道事業者

メリット

- ・受益と負担の関係が理解されやすい
- ・水道の使用量を課税標準とした場合、水の有効利用、循環利用の促進効果がある

デメリット

- ・水道普及率が低い町村は課税不均衡が生じる
- ・井戸水等を直接取水している者との取り扱いが不平等になる
- ・水道事業者に料金システムの改修など新たな経費負担が生じる
- ・水道事業者の理解と協力が不可欠
- ・低所得者への配慮が困難
(生活保護者や年金生活者への負担)

県民税均等割上乘せ

税の種類: 法定普通税(超過課税)
納税義務者: 現行の県民税と同じ
特別徴収義務者: 現行の県民税と同じ

メリット

- ・県民に広く負担を求めることができる負担分任の税制度である
- ・既存制度の活用により、事務負担、徴税コストを抑えられる
- ・非課税制度により生活保護者等への配慮が制度的に可能

デメリット

- ・高所得者より低所得者の方が相対的に負担が重くなる
- ・普通税であるため、森林保全施策の財源としての性格が薄れる

森林は県民共有の財産であるという意識を醸成していくためには、県民に広く薄く公平に負担を求めることができる県民税均等割上乘せ方式が適当である

(2) 税制案の概要

考えられる税制案

法定普通税 県民税超過課税方式(現行の均等割額に上乘せ)

個人

税額:年間500円

納税義務者

県内に住所等を有する者

法人

税額:現行の均等割額の5%相当額

資本金等の金額の区分	税額(年額)
50億円超	40,000円
10億円超 50億円以下	27,000円
1億円超 10億円以下	6,500円
1千万円超 1億円以下	2,500円
上記以外	1,000円

納税義務者

県内に事務所等を有する法人等

税制導入16県の状況

【課税方式】

個人・法人とも16県全てが
現行の県民税均等割額に
上乘せ

【個人納税額 内訳】

300円 1県
400円 1県
500円 10県
800円 2県
1,000円 2県

【法人納税額 内訳】

・現行均等割額の3%相当額 1県
・現行均等割額の5%相当額 10県
・現行均等割額の10%相当額 3県
・現行均等割額の11%相当額 1県
・500円上乘せ 1県